

河口湖南中学校組合 子ども読書活動推進計画

河口湖南中学校組合教育委員会

河口湖南中学校組合子ども読書活動推進計画

平成29年5月19日

河口湖南中学校組合教育委員会

はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっています。また、平成12年に行われた経済協力開発機構（OECD）の生徒学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%ですが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%ですが、日本では22%となっています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館しました。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言されました。

このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

本計画は、同法第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものです。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものです。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨		
第2章 基本方針	2
1 計画の目的		
2 計画の位置付け		
3 計画の期間		
4 計画の対象		
5 計画の基本目標		
第3章 基本計画	3
施策体系		
1 家庭での本との出会いの促進 (富士河口湖町・鳴沢村の子ども読書活動推進計画等に基づき、該当町村で行う。 以下、「読書活動計画：町・村適用」と言う。)		
2 図書館での本との出会いの促進	(読書活動計画：町・村適用)	
3 学校での本との出会いの促進		
4 その他の施設での本との出会いの促進	(読書活動計画：町・村準用)	
5 読書活動推進体制の整備		
第4章 参考資料		
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	7
2 文字・活字文化振興法	10
3 子ども読書活動推進にかかわる用語	12

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）です。

近年、生活様式が多様化し、人々が日常生活の中で読書に費やす時間が減ってきています。特に、子どもたちの生活環境は、学校生活以外に塾や習い事、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話などと大きく変化し、その影響もあってか、子どもたちの文章を理解する力が低下し、学力も低下していると言われていています。読書の機会が減り、言語力の基礎が低下して、国語以外の教科においても、日本語で書かれた各教科の理解が難しくなっている状況が生じています。そこで、読書を推進することの必要性が叫ばれるようになりました。

国では、子どもたちが自主的に読書活動に取り組めるよう、環境の整備を進めるとともに、社会的な気運を醸成するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

山梨県教育委員会においては、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、平成16年3月の「やまなしの教育基本計画」の中に子どもの読書活動の推進を位置づけ、その実施計画となる「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「第一次実施計画」）を平成17年3月に策定しました。この第一次実施計画では、本県の状況を踏まえ、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指し、本県の施策の方向性と取り組み、家庭、地域、学校がそれぞれに果たすべき役割を示すことで、子どもの読書環境の全体的な推進につながることをねらいとし、計画期間を概ね5年間として取り組んできました。その後、平成20年3月の国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（二次計画）」の閣議決定や、学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定など国の新しい基本計画及びこれまでの取組・成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するため、平成24年3月に第二次計画が策定されました。

河口湖南中学校組合（以下、組合と言う。）は、富士河口湖町の一部地域と鳴沢村との一部事務組合で、所轄する学校は河口湖南中学校のみという特別な事情があるので、子どもの読書活動推進計画を組合として計画せず、これらの活動を中学校の読書活動推進計画として行ってきた。しかし、組合として、法律に則り、子どもの読書活動をさらに充実させるためにも、町と村の読書活動推進計画等を参酌する中で、組合立の河口湖南中学校を中心とした子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す第一次計画を策定するものです。

第2章 基本方針

1 計画の目的

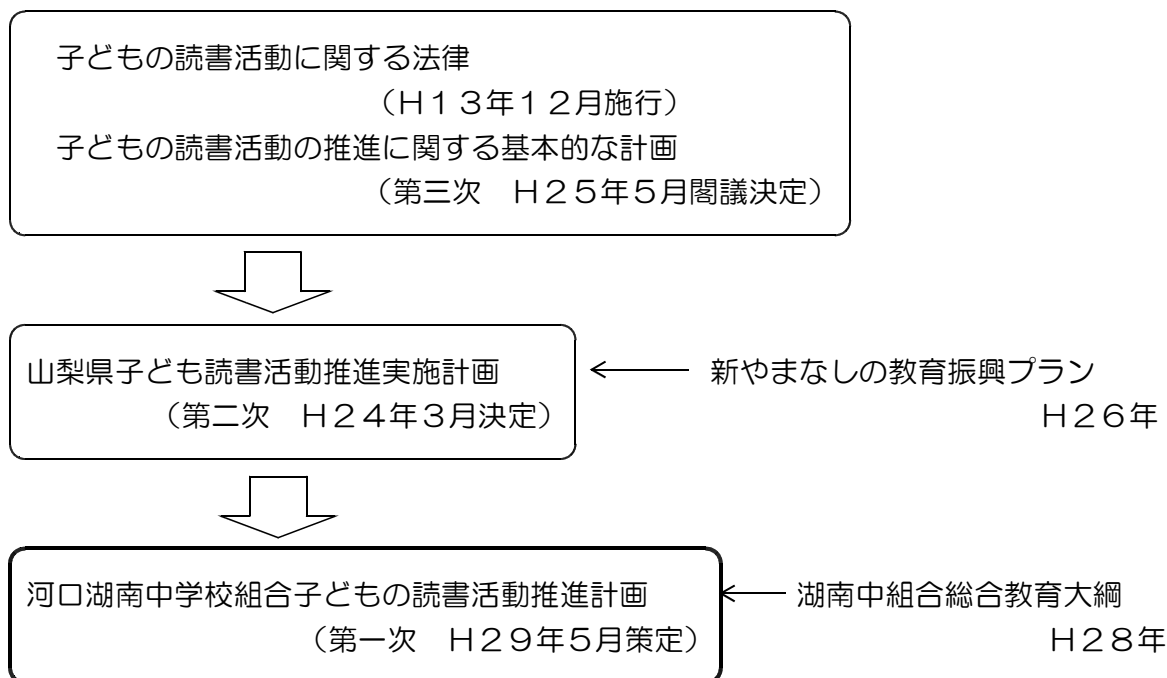
子どもは読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、物事を深く考え、想像力を豊かなものにします。また、多くの情報の中から必要な情報を選び適切に活用する能力を養い、人生をより豊かに生きる力を身に付けていきます。この計画は、組合の未来を担う子どもたちが、その成長の過程で、読書を通じ、読書の楽しさ、大切さを学び、自ら進んで読書をするようになってもらいたいという願いを込め、子どもたちが常に自由で意欲的に読書に親しむ環境をつくり、本を読むことによって生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるようにするため、家庭、学校、地域、図書館等の関係機関が連携し、読書環境の整備と読書機運の高まりを推進することを目的として策定します。

2 計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定した計画であり、組合における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成34年度までの5年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。



4 計画の対象

この計画の対象となる子どもは、中学生とします。

5 計画の基本目標

この計画を推進するため、次のとおり基本目標を定めます。

(1) 機会の充実

家庭、学校、地域が子どもの成長段階に応じて、子ども自身が本を読む喜びを見つけ、自発的な読書活動へと発展するよう読書機会の充実に努めます。また、図書の設定の方法や読み聞かせの方法、蔵書情報など、子どもの読書活動が活発になるよう、読書に関する情報の提供と啓発に努めます。

(2) 環境の整備

学校図書館などの施設の図書資料の充実、情報化の基盤整備など、子どもが生活の中で自主的に「読みたい」という意欲、興味を起こさせるような本を身近に置く環境づくりに努めます。

(3) 理解の促進

家庭、学校、などにこの計画の周知を図るとともに、読書の重要性や意義など広く啓発を行い、社会全体で読書活動を推進する気運を高めるよう努めます。

(4) 読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を一体的に推進していくため、研修等をとおして読書活動支援者の育成を図り、関連各課及び機関との緊密な連携により、人的な交流や事業の充実に努めます。

3章 基本計画

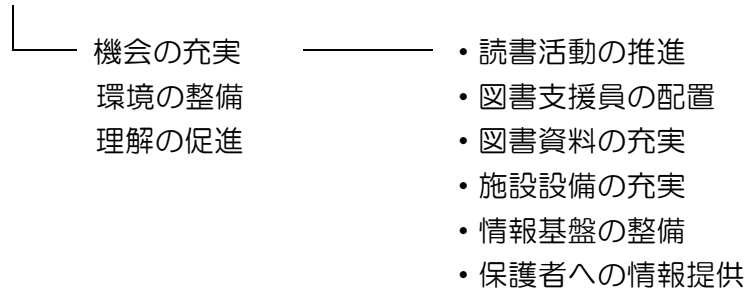
施策体系

* 施策体系の1・2・4の項目（取組活動は例）については、町と村との一部事務組合という特殊な状況を考慮して、富士河口湖町と鳴沢村の子ども読書活動推進計画等に基づいて、それぞれの町村で実施する。

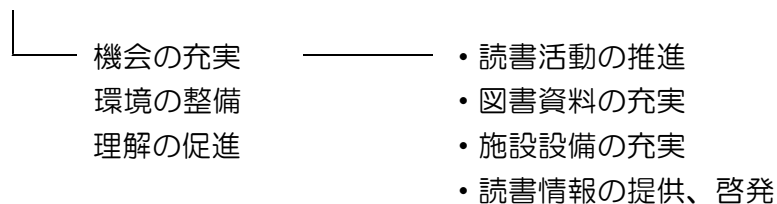
- | | | |
|------------------|-------|---|
| 1 家庭での本との出会いの促進 | ————— | <ul style="list-style-type: none">• 家庭での読み合い活動の推進• 家庭での読み合い活動の理解促進• 図書館等の利用促進• 広報活動の推進• 図書館等の資料充実 |
| 2 図書館での本との出会いの促進 | ————— | <ul style="list-style-type: none">• 読書活動の推進• 図書資料の充実• 施設設備の充実 |
-
- | | | | |
|---|---------------|-------|---|
| ┌ | 機会
の
充実 | ————— | <ul style="list-style-type: none">• 読書活動の推進• 図書資料の充実• 施設設備の充実 |
| | 環境
の
整備 | | |
| | 理解
の
促進 | | |

- ・情報化の推進
- ・読書情報の提供、啓発

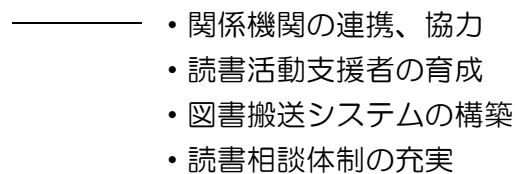
3 学校での本との出会いの促進



4 その他の施設での本との出会いの促進



5 読書活動推進体制の整備



- 1 家庭での本との出会いの促進 (読書活動計画：町・村適用)
- 2 図書館での本との出会いの促進 (読書活動計画：町・村適用)
- 3 学校での本との出会いの促進

【役割】

学校図書館は、子どもがたくさんの本と出会うことのできる場であり、子ども同士が読書に関して情報交換をしたりすることが容易にできる場である。また、個々の子どもに合った読書指導ができるなど、読書活動の推進できる条件がそろった最も身近な場所でもある。

「総合的な学習の時間」の実施に伴い児童生徒の主体的な学習活動による図書館の利用も増えてきている。子どもの発達段階や興味関心に応じた読書活動を支援し、図書館をさらに積極的に活用するよう働きかけるなど、子どもの読書に親しむ態度の育成や読書習慣の形成のうえで果たす役割は大きい。

【今後の取り組み】

①「一斉読書」の計画的・継続的实施

担任・仲間と読書の経験を共有することは、互いに刺激し合いながら読書に親しみ、読書活動を行う意欲を高めるうえでも効果的である。

②推薦図書リストの作成

図書館協議会の推薦図書はもちろんだが、身近な仲間・先輩・親・教師などが多様な角度・立場で推薦した図書のリストを作成して一冊でも多くの本と出会うための読書を推奨する。

③図書委員会の活動の活性化

子ども自身が企画・運営に参加することにより興味や関心を引き出し、読書集会や読み聞かせ活動などに取り組み、子どもの読書活動の推進に向けての意識を図っていく。また、子ども自身の読書経験を生かした本の紹介や広報活動を行い、読書の楽しさを伝える。

④学級図書の設置

短時間に気軽に本と接触でき、楽しみながら読書習慣を身につける有効な手段である。

⑤図書の整備・充実

子どもの読書活動や学習活動を充実させるためには、図書の整備・充実が不可欠である。そのためにも適正な図書整備費の予算化が望まれる。学校図書館が十分に機能を発揮し、満足に活用されるためにも、「学校図書館図書基準」を満たす蔵書数の確保、子どもたちの興味や関心・ニーズに対応する図書資料・雑誌などの充実、読書センター・情報センターとしての役割を果たすための図書資料や情報の収集に努めることが重要である。

⑥司書教諭を中心とした教職員間の協力体制づくりと職員研修

司書教諭や図書館主任が十分に役割が果たせるよう、また、資質向上のための研修会に積極的に参加できるように教職員間の協力、校務分掌上の配慮などが必要になる。また、学校における子どもの読書活動を推進するために、司書教諭や図書館主任が中心となり、全職員が子どもの読書活動の重要性について共通した認識をもち、読書指導や学校図書館を利用した学習指導にあたるのが大切であり、その研修が必要である。

⑦図書館司書等の人的配置の充実

子どもの豊かな読書活動を目指し、利用しやすい魅力ある図書館にするためには、開館日を増やし、いつでも図書館に専任の「人」（司書か司書に代わる誰か、例えば図書館支援ボランティアなど）がいることが大切な条件となる。そのため組合採用の専任司書教員が1名配置されている。子どもの要求や相談に即応でき、子どもの利用したいときに、必要な図書をすぐ利用できる体制づくりに専任の人的配置は不可欠である。

⑧家庭・地域との連携による学校の読書活動の充実

保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、地域と一体になって広報・啓発活動を推進することが大切である。

図書館だよりの発行などに、保護者や図書館ボランティアを直接・間接に参加させたりしてさらに推進・充実させる。また、ボランティア活動の一環として、中学・高校生などが朗読や読み聞かせができるように養成・支援することも望まれる。

⑨情報化の促進と町の図書館や他の学校図書館との連携・協力

町立図書館との連携を深め、利用の仕方を学ばせ、幅広く利用を促す。コンピュータが整備され、他の学校図書館や公共図書館とオンライン化することにより、地域全体で図書の共同利用・検索が可能となるような早急な整備が必要である。

4 その他の施設での本との出会いの促進（読書活動計画：町・村適用）

5 読書活動推進体制の整備

国の制定した文字・活字文化振興法に謳っている通り、人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備が基本的な必要要件となる。

（1）諸条件の整備

①図書購入費の増加

平成28年度に新校舎が全て完成し、新図書室が設置され、子どもたちのための読書環境の整備・利用環境の改善への期待は大きいものとなっている。

一方、現在の蔵書内容は旧図書室から引き継いだものが多く、子どもの読書推進活動に十分資するものとは言えない状況である。子どもたちの多様な興味・関心に対応する新しい蔵書の確保が必要である。蔵書内容の充実を図り、子供たちが継続的に読書を楽しむ環境を整備すること、そのための図書購入費の増加は必要である。

②開館時間延長のための人的確保

現行の図書館開館時間では、十分なサービスを提供しているとは言い難い。部活その他で時間的な制約が多くなってきている昨今の生徒には、現在の開館時間では十分に対応できていないのが現状である。現在の社会環境では午後7時まで開館することが望ましいと言われている。そのためには人的整備が必要になるが、図書館司書の勤務体制の検討や増員は必須であり、開館時間の延長実施が望まれる。

③図書館員の研修

子どもの読書に十分に対応すべく、図書館員(司書・アルバイト・ボランティア)の技能取得も必要である。研修等により、より高次のサービスを提供できることが望まれる。

（2）関係機関との連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みが必要である。各々が担うべき役割を果たすとともに、町立図書館・児童館・保育所・幼稚園・学校・ボランティア・民間団体等の関係機関が連携し継続的に子どもの読書活動を推進していく必要がある。また、啓発活動や迅速な情報の交換(ネットワークの整備)、円滑な図書の相互貸借等の環境を整備する必要がある。

以上の3項目において、子どもの読書活動推進を図るために必要となる予算の確保、人材の確保・育成、各図書館においては現在の開館時間を延長する等、利用者の便宜を図る措置が強く望まれる。

第4章 参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月20日法律第154号)

*条文をわかりやすくするため、その内容を項目ごとにしたものである。

第1 目的（法第1条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念（法第2条関係）

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第3条及び第4条関係）

(1)国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有すること。（法第3条関係）

(2)地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

3 事業者の努力（法第5条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする

4 保護者の役割（法第6条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

5 関係機関等との連携強化（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）
- (3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。（第3項関係）

9 財政上の措置等（法第11条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。
- 2 国においては、子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することと

しているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 文字・活字文化振興法

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 子ども読書活動推進にかかわる用語

子ども読書活動推進にかかわる用語

★子どもの読書活動の推進に関する法律（詳細は8ページ）

子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにした法律。ここでいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいう。

★文字・活字文化振興法（詳細は11ページ）

文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした法律。我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るもの。

★やまなしの教育基本計画

平成16年2月、山梨県教育委員会が策定した、21世紀を拓く本県教育の進むべき方向と実現するための基本的な施策を明確にした計画。

★国民読書年に関する議決

平成20年6月6日に衆参両院において全会一致で採択。平成22年を新たな「国民読書年」と定め、これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることを宣言

★やまなしの教育振興プラン

時代の要請に的確に応えながら、本県教育の一層の振興を図るため、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とする本県教育振興の基本計画。

★山梨県子ども読書活動推進会議

第一次計画で示された方策を実現するために、子どもの読書活動推進に関わる関係機関が連携・協力し、県内における子どもの読書活動を効果的に推進するための体制の整備・充実を図ることを目的に設置。

★読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施している、全国の小・中・高等学校の児童・生徒の読書状況に関する調査。

★全校一斉読書

始業前の10分間などに、児童・生徒と教職員が共に本を読む活動。昭和63年、千葉県の高校教諭、林公（はやしひろし）氏が提唱した朝の読書運動が基になっている取り組み。

★NIE

Newspaper in Education（教育に新聞を）の略。教材として新聞を活用したり、新聞について学ぶことや、新聞づくりを通して学ぶことなどを指す。読解力の低下や活字離れに成果をあげているとされる。

★ブックスタート

乳幼児健診などの機会に、図書館職員、保健師、地域のボランティアなどが連携・協力して、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を通して、親子のふれあいの時間を持つことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイス等を手渡す活動。

★学校司書

学校図書館で主に事務方として働く職員の総称。司書や司書教諭資格を持つ人も多く、業務内容や雇用形態は学校や自治体により異なる。複数の学校を兼務するケースもある。

★学校図書館図書

標準公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。小・中・特別支援学校の学級数に応じて、標準の蔵書冊数が示されている。

★ブックトーク

1 つのテーマに従って、数冊の本を順序立てて紹介すること。その目的は、紹介した本について、読書意欲を起こさせることである。

★「こどもにすすめたい本」

前年1年間に出版された児童書の中から公立図書館の司書が100冊を選定し、対象年齢別に本の内容を紹介する冊子。

★「やまなし子どもの読書情報」

県内外の子どもの読書活動に関する動きや、県内での特色ある取り組み、イベント情報、市町村「子ども読書活動推進計画」策定状況など、様々な情報について掲載した印刷物及びwebサイト。サイトは山梨県立図書館ホームページに専用ページとして開設。

★読書ボランティア

図書館や学校などを中心に活動する読書に関わるボランティア。県内では、公立図書館等で活動しているボランティア団体が「図書館ボランティアやまなし」を組織し、交流や情報交換等を行っている。

★子ども読書の日

(4月23日)「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で定められたもの。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日。国及び地方公共団体においては子ども読書の日の理念にふさわしい事業を実施することが求められている。

★こどもの読書週間

子どもの読書の重要性と一般の関心を高めることを目的に、4月23日(子ども読書の日)から5月5日(こどもの日)をはさみ、5月12日までの、3週間、読書推進運動協議会の主催で、全国的に行われる行事。

★公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成13年に文部科学省が告示した望ましい公立図書館の基準。

★山梨県図書館情報ネットワークシステム

平成6年11月に稼働した、県立図書館をセンター館とする県内公立図書館・関係機関で構築する総合目録データベース。